

令和8年度 総合評価入札に関するQ&A【目次】

I 総合評価入札全般について

Q1	総合評価入札に係る年度とは、1月1日から12月31日までか。もしくは、4月1日から3月31日までか。
Q2	土木系工事および建築系工事とは具体的には、どの業種が該当するのか。
Q3	評価基準に該当する要件などに変更が生じた場合は、どのような手続をするのか。また、年度途中からでも評価されるのか。
Q4	自社(JV含む)の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容は、教えてもらえるのか。
Q5	自社以外の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容を知りたい場合は、どうすればいいのか。
Q6	JV工事の場合、技術評価点はどのように計算するのか。

II 評価項目について

(1) 施工上の提案

Q7	「技術的所見」の添付資料が1枚に収まらないため、2枚以上添付してよいか。
Q8	評価されない技術提案とはどのようなものか。

(2) 企業の施工能力

① 工事成績評定

Q9	評価基準に記載されている「本市発注工事」とは、どのようなものか。
Q10	評価の対象となる工事はどのようなものか。
Q11	過去の工事でJVの構成員だった場合、技術者の実績として評価されるのか。

② 技術者の雇用数

Q12	1級の国家資格とあるが、どのようなものを指すのか。
-----	---------------------------

③ 今年度受注の工事量

Q13	「今年度受注額」の今年度の判断は、どのようにするのか。
Q14	今年度受注額を判断する日はいつか。また、それまでに契約したものが対象となるのか。
Q15	久留米市が発注する工事のみが対象か。
Q16	JVでの受注の場合、受注額はどのように算定するのか。
Q17	どのような場合が対象外となるのか。

④ 地場企業の活用

Q18	市内企業とは、久留米市内に営業所があるものは該当するのか。
-----	-------------------------------

※ 詳しくは、23ページの「地場企業の活用の取扱い」を参照ください。

⑤ 40歳以下の技術者の雇用

Q19	「40歳」の基準日はいつか。
Q20	どのような場合に評価されるのか。
Q21	「40歳以下の技術者」が「女性の技術者もしくは障害がある技術者」にも該当しているが、両方評価されるのか。
Q22	技術者以外の雇用では対象とならないのか。

⑥ 女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用

Q23	どのような場合に評価されるのか。
Q24	「障害がある技術者の雇用」とあるが、対象となる障害は何か。
Q25	「女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用」が「40歳以下の技術者の雇用」にも該当しているが、両方評価されるのか。
Q26	技術者以外の雇用では対象とならないのか。

⑦ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録

Q27	どのような場合に評価されるのか。
-----	------------------

⑧ 週休2日工事(4週8休)達成の実績

Q28	評価される期間はいつからいつまでか。
Q29	久留米市発注の工事だけが評価されるのか。
Q30	「4週6休」、「4週7休」は評価の対象にならないのか。

II 評価項目について

(3) 配置予定技術者

① 施工実績

Q31	評価基準に記載されている「本市発注工事」とはどのようなものか。
Q32	評価の対象となる工事はどのようなものか。
Q33	JVの構成員としての技術者の実績も評価されるのか。また、出資比率が少ない場合、評価されないことがあるのか。
Q34	工場製作期間と現場施工期間でそれぞれ別の技術者を配置する場合、配置予定技術者として評価されるものは誰か。また、技術資料には、どの配置予定技術者を記載するのか。
Q35	発注工事の「配置予定技術者」が「40歳以下の技術者」または「女性の技術者もしくは障害がある技術者」とする場合、どのように評価されるのか。

② 資格の有無

Q36	1級および2級の国家資格を保有する技術者を評価するとあるが、具体的にどのような資格が評価されるのか。
-----	--

③ 継続教育(CPD)の取組み

Q37	どのような場合に評価されるのか。
Q38	継続教育(CPD)を実施している団体は。

III 技術資料について（記入要領、添付資料）

Q39	・総評第1号様式 「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」 添付資料は何枚までか。
Q40	・総評第3号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績・継続教育(市内用)」 ・総評第4号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績(市外用)」 (その1)と(その2)の様式の違いは何か。また、どのように記載するのか。
Q41	・総評第3号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績・継続教育(市内用)」 ・総評第4号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績(市外用)」 添付する確認資料は何を準備すればよいか。
Q42	・総評第5号様式 「地場企業の活用(計画)」 市内企業の請負率を算定する市内企業の請負価格は、どこまでの下請業者を対象とするのか。
Q43	・総評第5号様式 「地場企業の活用(計画)」 資材の調達価格を含めてよいか。
Q44	・総評第6号様式 「地場企業の活用(実績)」 どのようにして確認するのか。
Q45	・総評第7号様式 「企業の施工能力」 添付する確認資料は何を準備すればよいか。
Q46	雇用関係を確認する書類として、マイナンバーカード(健康保険証利用登録済)の写しを提出してよいか。

IV 技術資料の取り扱いについて

Q47	総評第1号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」に記載した内容は、すべて履行しなければならないのか。
Q48	技術提案で、評価された提案内容が不履行となった場合ペナルティが科されるのか。
Q49	技術資料に記載した配置予定技術者を工期途中に変更できるのか。
Q50	地場企業の活用実績で、結果的に評価基準の請負率を下回った場合は、何らかのペナルティがあるのか。
Q51	「40歳以下の技術者」または「女性の技術者もしくは障害がある技術者」を雇用し、資格取得済だが、総評第7号様式「企業の施工能力」に記入せず、誤って総評第8号様式「実務経験証明書」に記入し提出した場合、評価するのか。
Q52	受注工事の配置予定技術者が「40歳以下の技術者」であり、総評第3号様式に確認資料を添付しているが、同一人物のため、総評第7号様式に確認資料は添付していない。 この場合、「40歳以下の技術者の雇用」については、評価されるのか。

令和8年度 総合評価入札に関するQ&A

I 総合評価入札全般について

Q1 総合評価入札に係る年度とは、1月1日から12月31日までか。
もしくは、4月1日から3月31日までか。

A1 4月1日から3月31日までです。

Q2 土木系工事および建築系工事とは具体的には、どの業種が該当するのか。

A2 土木系工事とは、土木一式工事、ほ装工事、鋼構造物工事、とび土工工事が該当します。
建築系工事とは、建築一式工事、管工事、機械器具設置工事、電気工事、解体工事が該当します。

Q3 評価基準に該当する要件などに変更が生じた場合は、どのような手続をするのか。また、年度途中からでも評価されるのか。

A3 完成工事高、技術者の雇用数、ISO9001・14001およびエコアクション21の取得、および業務委託の評価項目中の障害者の雇用、男女共同参画支援(子育て支援)については、年度ごとの入札参加資格の更新手続きで提出された資料で評価を行いますので、入札時に資料の提出は必要ありません。
なお、年度途中での評価の変更は行いません。

Q4 自社(JV含む)の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容は、教えてもらえるのか。

A4 各評価項目の点数及び施工上の提案の評価内容を口頭で説明します。
事前の準備がありますので、日時の調整をさせていただきます。
なお、JVの場合も同様に口頭で説明しますが、代表者からの申し入れもしくは同席が原則となります。

Q5 自社以外の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容を知りたい場合は、どうすればいいのか。

A5 公文書開示請求での対応となります。
各評価項目の点数及び合計点は、応札者名を伏せて開示します。
施工上の提案・評価内容については、各社の知的財産である等の理由から、
公文書開示請求であっても、自社以外の内容は開示しません。

Q6 JV工事の場合、技術評価点はどのように計算するのか。

A6 ● 建設工事のJVの場合、下記の方法で技術評価点を決定します。

- ① 代表者の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。
- ② 構成員の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。
- ③ ①と②の単純平均により平均点を算出します。
- ④ 施工計画の評価点に③を加え加算点とします。
- ⑤ 加算点に標準点(100点)を加え技術評価点とします。

共同企業体名	業者名	施工計画	企業の施工能力	配置予定技術者	小計	平均点③	加算点④	技術評価点⑤
あいう 特定建設工事 共同企業体	代表者あ	8.0	12.0	4.0	① 16.0	14.17	22.17	122.17
	構成員い		10.5	3.0	② 13.5			
	構成員う		10.0	3.0	② 13.0			

● 業務委託のJVの場合、下記の方法で技術評価点を決定します。

- ① 代表者の企業の技術力を算出します。
- ② 構成員の企業の技術力を算出します。
- ③ ①と②の単純平均により平均点を算出します。
- ④ 業務理解度の評価点、配置予定技術者の評価点に③を加え加算点とします。
- ⑤ 技術評価点は、下記の方法で算出します。

$$\text{技術評価点} = 30 \times (\text{加算点} / \text{加算点満点})$$

共同企業体名	業者名	業務理解度	企業の技術力	配置予定技術者	平均点③	加算点④	技術評価点⑤
あいう 特定業務 共同企業体	代表者あ	8.0	① 6.0	10.0	5.33	23.33	23.33
	構成員い		② 5.0				
	構成員う		② 5.0				

II 評価項目について

(1) 施工上の提案

Q7 「技術的所見」の添付資料が1枚に収まらないため、2枚以上添付してよいか。

A7 「技術提案」において添付できる資料は、A4サイズ片面2枚(両面印刷の場合は1枚)までです。これを超えた部分については、評価の対象外となります。

Q8 評価されない技術提案とはどのようなものか。

A8 次のような提案は評価されません。

	提案内容	事例
①	具体性に欠ける提案	「状況に応じて…」、「…の場合は、…」など
②	突発的に生じたことに対する提案	「強風によって粉塵が発生した場合は散水する。」など
③	履行確認が困難な提案	「児童が通行する際には、エンジンを停止する。」など
④	工事関係者など第三者協議の結果、提案内容が変わりうる恐れがある提案	「学校との協議を行ったうえで…」など
⑤	過剰な費用が必要となる提案 (オーバースペック)	「設計ではAとされているが、高額なB(高額な追加施工を含む)を採用する。」など
⑥	共通仕様書、特記仕様書、基準書、その他法令等に記載されている事項の提案	コンクリート打設において国等の共通仕様書に明記されている内容 など
⑦	特定の機器や材料を使用する提案で、名称・型番などが不明で機器や材料を特定できない場合	「騒音・振動対策のため、静音ブレード及び防音型ランマを使用する。」など 機器や材料が特定できないもの

II 評価項目について

(2) 企業の施工能力

① 工事成績評定

Q9 評価基準に記載されている「本市発注工事」とはどのようなものか。

A9 久留米市および久留米市企業局の発注工事です。
(久留米広域市町村圏事務組合などは除く。)

Q10 評価の対象となる工事はどのようなものか。

A10 久留米市発注工事で、発注業種と同一業種の工事を対象としますが、
工事を確認できるコリングの写しがあれば、国・県・他市町村等での
工事実績でも評価します。ただし、工事内容が解体であるものは対象外です。

Q11 過去の工事でJVの構成員だった場合、技術者の実績として評価されるのか。

A11 JVとして取得した工事成績評定点は、代表者、構成員ともに同じ点数を実績
として評価します。

② 技術者の雇用数

Q12 1級の国家資格とあるが、どのようなものを指すのか。

A12 建設業法の1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士や建築士法の一級建築士などです。

※技術者の資格一覧については、以下のURLをご参照ください。
(福岡県ホームページ 経営事項審査の手引き 43ページ～45ページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/249206.pdf>

③ 今年度受注の工事量

Q13 「今年度受注額」の今年度の判断は、どのようにするのか。

A13 入札日が4月1日から翌年3月31日までの工事を「今年度受注額」の対象とします。

事例① 令和8年3月13日公告、3月31日入札、4月3日契約 ⇒ 令和7年度

事例② 令和8年3月20日公告、4月7日入札、4月11日契約 ⇒ 令和8年度

Q14 今年度受注額を判断する日はいつか。また、それまでに契約したものが対象となるのか。

A14 今年度受注額は、総合評価入札の入札締切日で判断します。また、入札締切日において、落札決定した工事(未契約を含む)を「今年度受注額」の対象とします。

Q15 久留米市が発注する工事のみが対象か。

A15 久留米市および久留米市企業局の発注工事が対象です。
(久留米広域市町村圏事務組合などは除く。)

Q16 JVでの受注の場合、受注額はどのように算定するのか。

A16 受注額を出資比率で按分した額とします。

Q17 どのような場合が対象外となるのか。

A17 久留米市および久留米市企業局以外の発注工事は対象外です。
また、久留米市および久留米市企業局の発注工事であっても、請負価格(税抜)が3千万円未満の随意契約工事は対象外とします。

④ 地場企業の活用

Q18 市内企業とは、久留米市内に営業所があるものは該当するのか。

A18 市内企業とは、久留米市内に主たる営業所を有する者をいい、久留米市内に従たる営業所を有する者は含みません。

※ 詳しくは、23ページの「地場企業の活用の取扱い」を参照ください。

⑤ 40歳以下の技術者の雇用

Q19 「40歳」の基準日はいつか。

A19 「40歳」とは、令和8年4月2日～令和9年4月1日に40歳になる人です。

Q20 どのような場合に評価されるのか。

A20 以下の①と②両方を満たす場合に評価します。

- ① 40歳以下の技術者を3ヵ月以上雇用していること。
- ② 技術者として資格を取得していること、もしくは資格は未取得だが、建設工事に技術者として従事した経験を有していること。
ただし、技術系の高校・大学等の新卒者を採用している場合は、原則3ヵ月以上を適用しない。

技術者としての経験等は、資格を確認できる書類の写し、または「実務経験証明書」の提出により確認します。

提出する添付資料については、「Q45」を参照してください。

Q21 「40歳以下の技術者」が「女性の技術者もしくは障害がある技術者」にも該当しているが、両方評価されるのか。

A21 同一人物の場合は、重複加点は行いません。いずれか一方を評価します。
どの項目で挙げられるかは企業の判断をお願いします。

Q22 技術者以外の雇用では対象とならないのか。

A22 技術者以外での雇用(事務職での雇用など)は、評価の対象となりません。

⑥ 女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用

Q23 どのような場合に評価されるのか。

A23 以下の①と②両方を満たす場合に評価します。

- ① 女性の技術者または障害がある技術者を3ヵ月以上雇用していること。
- ② 技術者として資格を取得していること、もしくは資格は未取得だが、建設工事に技術者として従事した経験を有していること。
ただし、技術系の高校・大学等の新卒者を採用している場合は、原則3ヵ月以上を適用しない。

技術者としての経験等は、資格を確認できる書類の写し、または「実務経験証明書」の提出により確認します。

提出する添付資料については、「Q45」を参照してください。

Q24 「障害がある技術者の雇用」とあるが、対象となる障害は何か。

A24 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が対象です。等級は問いません。

Q25 「女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用」が「40歳以下の技術者の雇用」にも該当しているが、両方評価されるのか。

A25 同一人物の場合は、重複加点は行いません。いずれか一方を評価します。
どの項目で挙げられるかは企業の判断をお願いします。

Q26 技術者以外の雇用では対象とならないのか。

A26 技術者以外での雇用(事務職での雇用など)は、評価の対象となりません。

⑦ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録

Q27 どのような場合に評価されるのか。

A27 建設キャリアアップシステムへの事業者登録が完了していれば、評価対象となります。事業者登録にあたって発行された事業者IDの写しなど、評価資料提出時点において事業者登録または更新手続きが完了していることを証明する資料を提出してください。

なお、建設キャリアアップシステムへの事業者登録については、申請後約3週間が必要(建設キャリアアップシステムHP内のQ & Aより)とのことですので、新規事業者登録をする場合は、早めの申請をお願いします。

⑧ 週休2日工事(4週8休)達成の実績

Q28 評価される期間はいつからいつまでか。

A28 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに完成した工事で、4週8休達成の実績がある場合にのみ評価します。

Q29 久留米市発注の工事だけが評価されるのか。

A29 久留米市だけでなく、国・県・他市町村等での実績も評価します。ただし、久留米市も含め、4週8休を達成したことが確認できる書類(証明書等の写し)が提出されない場合は、評価の対象となりません。

Q30 「4週6休」、「4週7休」は評価の対象にならないのか。

A30 「4週6休」、「4週7休」の実績は評価の対象となりません。

II 評価項目について

(3) 配置予定技術者

① 施工実績

Q31 評価基準に記載されている「本市発注工事」とはどのようなものか。

A31 久留米市および久留米市企業局の発注工事です。
(久留米広域市町村圏事務組合などは除く。)

Q32 評価の対象となる工事はどのようなものか。

A32 久留米市発注工事で、発注業種と同一業種の工事を対象としますが、工事を確認できるコリングの写しがあれば、国・県・他市町村等での工事実績でも評価します。ただし、工事内容が解体であるものは対象外です。

Q33 JVの構成員としての技術者の実績も評価されるのか。また出資比率が少ない場合、評価されないことがあるのか。

A33 JVの構成員もJVの工事成績評定で評価します。その場合、出資比率の制約はありません。

Q34 工場製作期間と現場施工期間でそれぞれ別の技術者を配置する場合、配置予定技術者として評価されるものは誰か。また、技術資料には、どの配置予定技術者を記載するのか。

A34 現場施工期間の配置予定技術者を評価します。
技術資料には、現場施工の配置予定技術者を記載してください。

Q35 発注工事の「配置予定技術者」が「40歳以下の技術者」または「女性の技術者もしくは障害がある技術者」とする場合、どのように評価されるのか。

A35 評価項目の「配置予定技術者」および「企業の施工能力」の「40歳以下の技術者の雇用」もしくは「女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用」とにおいて、それぞれで評価します。

② 資格の有無

Q36 1級および2級の国家資格を保有する技術者を評価するとあるが、具体的にどのような資格が評価されるのか。

A36 建設業法に定められている建設工事の種類に応じた「監理技術者」または「主任技術者」に必要な国家資格となります。
具体的な資格としては、国土交通省のホームページで公開している「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」に記載された土木施工管理技士、建築施工管理技士および建築士などが該当します。
なお、機械器具設置工事においては、「技術士機械部門」または「技術士総合技術監理部門(機械)」を有する技術者を1級の評価として取り扱います。
また2級については、該当資格はありません。

(参考)「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」が掲載されているホームページ
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>)

③ 継続教育(CPD)の取組み

Q37 どのような場合に評価されるのか。

- A37**
- ・配置予定技術者が令和7年4月1日～令和8年3月31日に取得した継続教育(CPD)の単位数で評価します。
 - ・取得した単位を証明できる証明書の写しを添付してください。
※主催者発行の証明書は不可です。
 - ※証明期間は、評価期間と合わせてください。

【注意点】

- ①推奨単位を定めている団体等が証明する継続教育(CPD)を対象とします。
また、合計取得単位数の証明書等は、1団体のみ認めるものとします。
- ②複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し、推奨単位とします。
- ③発注業種とCPD運営団体との関連は問いません。
- ④継続教育を行っている団体は「Q38」を参照ください。
ただし、推奨単位の定めがない団体については評価しません。

Q38 継続教育(CPD)を実施している団体は。

A38 継続教育(CPD)を行っている団体は次のとおりです。（令和7年11月現在）

※ 建設系CPD協議会加盟団体

- ①空気調和・衛生工学会
- ②建設業振興基金
- ③建設コンサルタント協会
- ④交通工学研究会
- ⑤地盤工学会
- ⑥森林・自然環境技術教育研究センター
- ⑦全国上下水道コンサルタント協会
- ⑧全国測量設計業協会連合会
- ⑨全国土木施工管理技士会連合会
- ⑩全日本建設技術協会
- ⑪土質・地質技術者生涯学習協議会
- ⑫土木学会
- ⑬日本環境アセスメント協会
- ⑭日本技術士会
- ⑮日本建築士会連合会
- ⑯日本コンクリート工学会（※推奨単位の定めなし）
- ⑰日本造園学会
- ⑱日本都市計画学会
- ⑲農業農村工学会

※ 建築CPD運営会議加盟団体

- ①日本建築士会連合会
- ②日本建築士事務所協会連合会
- ③日本建築家協会
- ④日本建設業連合会
- ⑤日本建築学会
- ⑥空気調和・衛生工学会
- ⑦建築設備技術者協会
- ⑧電気設備学会
- ⑨日本設備設計事務所協会連合会
- ⑩建築技術教育普及センター
- ⑪日本建築構造技術者協会
- ⑫建設業振興基金

III 技術資料について（記入要領、添付資料）

Q39 ・総評第1号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」
添付資料は何枚までか。

A39 「技術提案」において添付できる資料は、A4サイズ片面2枚(両面印刷の場合は1枚)までです。これを超えた部分については、評価の対象外となります。

Q40 ・総評第3号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績・継続教育(市内用)」
・総評第4号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績(市外用)」
(その1)と(その2)の様式の違いは何か。また、どのように記載するのか。

A40 (その2)の様式は、入札スケジュールなどの関係で、(その1)に記載する配置予定技術者を当該工事に配置できるかどうかが確定していない場合に使用します。ただし、この場合の技術評価点は、2名のうち低い方の評価とします。例えば、A氏を配置したいが、入札日時点では不明瞭な場合に、A氏を(その1)として記載し、A氏のほかに配置可能なB氏を(その2)として記載します。A氏を確実に配置できる場合は、(その1)のみの提出となります。

Q41 ・総評第3号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績・継続教育(市内用)」
・総評第4号様式 「配置予定技術者の資格・施工実績(市外用)」
添付する確認資料は何を準備すればよいか。

A41 提出していただく確認資料(写し)は、以下のとおりです。
様式に氏名等の記載があっても、資料の提出がない場合は評価いたしません。
詳細については、各様式の注意事項をご確認ください。

- ① 有資格者であることを証明する書類
(様式の「保有する資格区分」欄に○印で示した資格)
 - ◆ 1級(2級)技術検定合格証明書
 - ◆ 監理技術者資格者証 など
- ② 企業に雇用されていることが確認できる書類
(様式に記載した氏名と会社名が明記された書類)
 - ◆ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
 - ◆ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 など

※ 確認書類の写しは、技術者の氏名・生年月日、性別、資格取得年月日、事業所名、雇用開始年月日以外はマスキング(黒塗り)を施してください。
- ③ 継続教育(CPD)の単位を証明できる証明書
※ 取得単位「有」の場合のみ提出してください。

Q42

・総評第5号様式「地場企業の活用(計画)」

市内企業の請負率を算定する市内企業の請負価格は、どこまでの下請業者を対象とするのか。

A42

一次下請を対象とします。なお、市内の元請も市内企業の請負価格に含みます。

Q43

・総評第5号様式「地場企業の活用(計画)」

資材の調達価格を含めてよいか。

A43

資材調達については、元請が直接発注する場合を対象とします。市外の資材であっても、市内の代理店など(市内の一次下請を含む)からの調達は市内として取り扱います。

Q44

・総評第6号様式「地場企業の活用(実績)」

どのようにして確認するのか。

A44

地場企業の活用実績は、下請契約報告書などの企業名、企業の住所、及び金額が表示された書類で確認します。なお、下請契約報告書の提出にあたっては、完了検査時に契約書の写しなどの添付が必要です。

Q45

- ・総評第7号様式「企業の施工能力」
添付する確認資料は何を準備すればよいか。

A45

以下の1~4の各評価項目に該当する場合に限り、確認資料(写し)を提出する必要があります。

該当があっても、資料の提出がない場合は評価いたしません。

なお、「40歳以下の技術者の雇用」および「女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用」において、該当者が総評第3号様式の「配置予定技術者」と同一人物の場合は、総評第7号様式の提出は必要となりますが、確認資料として以下の1-①②、2-①②のうち、資格取得および企業に雇用されていることが確認できる書類の添付は、総評第3号様式の添付により不要となります。

詳細については、様式の注意事項をご確認ください。

1. 40歳以下の技術者の雇用

① 技術者を雇用していることが確認できる書類

●資格取得している場合

有資格者であることを証明する書類

(様式の「保有する資格区分」欄に○印で示した資格)

◆ 1級(2級)技術検定合格証明書、監理技術者資格者証 など

●資格未取得の場合

実務経験証明書(総評第8号様式)を作成し提出してください。

② 企業に雇用されていることが確認できる書類

(様式に記載した氏名と会社名が明記された書類)

◆ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)

◆ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 など

※ 確認書類の写しは、技術者の氏名・生年月日、性別、資格取得年月日、

事業所名、雇用開始年月日以外はマスキング(黒塗り)を施してください。

2. 女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用

① 技術者を雇用していることが確認できる書類

●資格取得している場合

有資格者であることを証明する書類

(様式の「保有する資格区分」欄に○印で示した資格)

◆ 1級(2級)技術検定合格証明書、監理技術者資格者証 など

●資格未取得の場合

実務経験証明書(総評第8号様式)を作成し提出してください。

② 企業に雇用されていることが確認できる書類

(様式に記載した氏名と会社名が明記された書類)

◆ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)

◆ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 など

※ 確認書類の写しは、技術者の氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、

事業所名、雇用開始年月日以外はマスキング(黒塗り)を施してください。

- A45の
続き
- ③【障害者の場合】 障害者手帳の写し
 - ※ 障害者手帳の種類や等級は問いません。
 - ※ 確認書類の写しは、技術者の氏名、生年月日、障害の種類および等級、顔写真以外はマスキング(黒塗り)を施してください。

3. 建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録について

事業者登録がわかる書類

- ◆ 事業者登録・更新完了のお知らせ(はがき)・更新完了メール など

4. 週休2日工事(4週8休)達成の実績について

4週8休を達成したことが確認できる書類(証明書等)

※ 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに完成した工事が対象です。

※ 久留米市以外の国・県・他市町村等での実績も評価します。

- Q46** 雇用関係を確認する書類として、マイナンバーカード(健康保険証利用登録済)の写しを提出してよいか。

- A46 マイナンバーカードは健康保険証として利用できますが、カード自体に事業者名称が記載されていないため、雇用関係が確認できないことから、対象外とします。
技術者の氏名と事業者名称(会社名)が明記された書類を提出してください。

【提出書類の例】

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 など

【提出時の注意点】

- ・各書類は、①技術者の氏名・生年月日・性別 ②事業者の名称または個人事業主との関係 ③雇用開始の年月日がわかるようにしてください。
- ・その他の情報(個人番号、住所等)はマスキング(黒塗り)を施してください。

IV 技術資料の取り扱いについて

- Q47** 総評第1号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」に記載した内容は、すべて履行しなければならないのか。
- A47** 総評第1号様式に記載されたもののうち、評価された内容は履行する義務があります。
落札業者となった場合は、発注部局と履行すべき内容を確認してください。
- Q48** 技術提案で、評価された提案内容が不履行となった場合ペナルティが科されるのか。
- A48** 受注者の責により履行しなかった場合は、工事成績評定の減点を行います。技術提案の内容が一部履行されなかった場合は10点、すべてが履行されなかった場合は20点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。
- Q49** 技術資料に記載した配置予定技術者を工期途中に変更できるのか。
- A49** 記載された配置技術者の変更はできません。
ただし、やむを得ない場合(死亡・長期入院・退職・出産・育児・介護など)、かつ記載された配置技術者と同等の資格及び工事成績評定点を有する技術者を配置できる場合には、変更を認めています。
- Q50** 地場企業の活用実績で、結果的に評価基準の請負率を下回った場合は、何らかのペナルティがあるのか。
- A50** 受注者の責により計画した請負率を下回った場合は、工事成績評定を10点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。
- Q51** 「40歳以下の技術者」または「女性の技術者もしくは障害がある技術者」を雇用し、資格取得済だが、総評第7号様式「企業の施工能力」に記入せず、誤って総評第8号様式「実務経験証明書」に記入し提出した場合、評価するのか。
- A51** 「40歳以下の技術者」または「女性の技術者もしくは障害がある技術者」を3ヵ月以上雇用している場合などは、資格の有無に関わらず、技術者として雇用していること、各要件を満たしていることが確認できる資料の添付と第7号様式および第8号様式への記入により評価します。
技術資料様式の注意事項を熟読の上、提出をお願いします。

Q52 受注工事の配置予定技術者が「40歳以下の技術者」であり、総評第3号様式に確認資料を添付しているが、同一人物のため、総評第7号様式に確認資料を添付していない。
この場合、「40歳以下の技術者の雇用」については、評価されるのか。

A52 「40歳以下の技術者の雇用」および「女性の技術者の雇用もしくは障害がある技術者の雇用」において、該当者が総評第3号様式の「配置予定技術者」と同一人物の場合は、総評第7号様式の提出は必要となりますが、確認資料の提出において、一部不要となるものがあります。
詳しくは「Q45」をご確認ください。

地場企業の活用の取扱い

【地場企業の活用の概要】

久留米市では総合評価入札方式の評価項目として「地場企業の活用」を設定しています。この評価項目は、対象工事における市内企業の請負率によって評価をするものです。総合評価入札時に『地場企業の活用（計画）』を提出し、市内企業の請負率が50%以上80%未満の場合は0.5点加点、80%以上の場合は1.0点の加点となります。

そのため、工事完了時には履行確認が必要となり、受注者の責めにより履行されなかった場合は工事成績を10点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

【市内企業の請負率の算定について】

○市内企業の定義

⇒市内企業とは、久留米市内に主たる営業所を有する者をいい、久留米市内に従たる営業所を有する者は含みません。

※主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所のことです。建設業許可を取る場合に、必ず設ける必要があります（営業所無しでは許可は認められません）。営業所が1つしかない業者の場合、かならずその営業所が「主たる営業所」になります。通常は本社、本店のことを指す場合が多いです（ただし上記のとおり、単なる登記上の本社、本店などの場合は該当しません）。

○算定の対象となる下請けの範囲

⇒一次下請業者が市内か市外かで判断します。二次下請以下は算定には関係しません。

また、元請業者が市内か市外かも算定の対象となります。

○資材の調達価格について

⇒元請が直接発注する資材は算定の対象となります。なお、元請が市外販売店より購入した場合でも、市内企業（代理店など）を通して購入した場合は、市内企業として算定します。

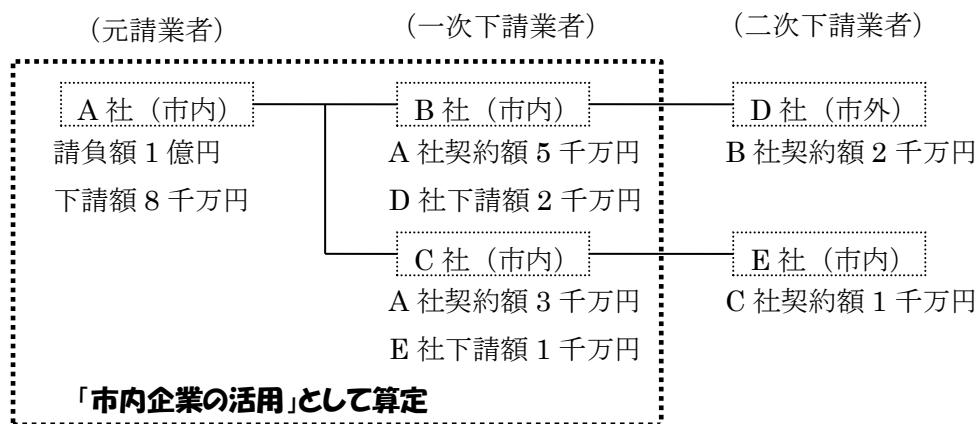
○地場企業の活用実績の確認方法

⇒下請契約報告書などの企業名、企業の住所、及び金額が表示された書類で確認します。なお、下請契約報告書の提出にあたっては、契約書などの写しの添付が必要です。

※次ページ以降は具体的な事例となります。

【施工体系図による判断例】

ケース1 一次下請が市内業者のみの場合



市内企業の判断は、二次下請業者の所在地に関係なく、一次下請業者の所在地で判断するため、市内企業の請負率は 100%（1 億円）として取り扱います。

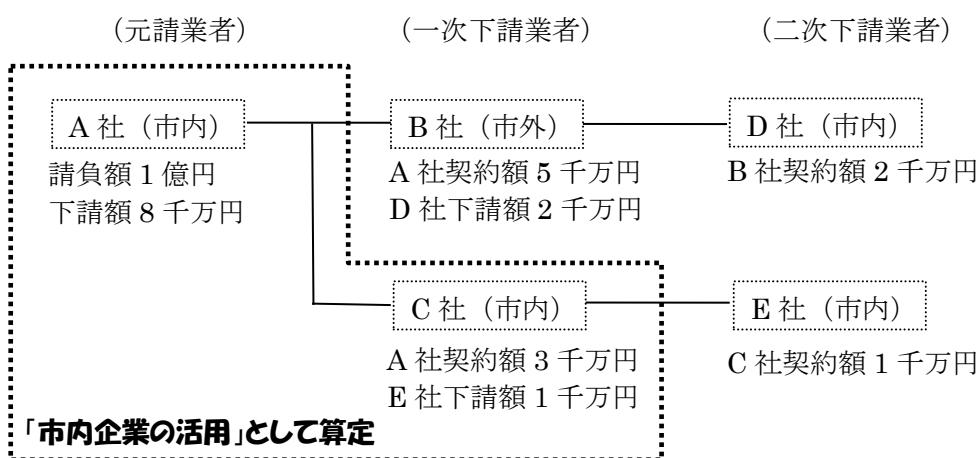
(算定方法)

$$A \text{ 社 } (1 \text{ 億円} - 8 \text{ 千万円}) + B \text{ 社 } (5 \text{ 千万円}) + C \text{ 社 } (3 \text{ 千万円}) = 1 \text{ 億円}$$

$$1 \text{ 億円 } (\text{市内企業の請負価格}) / 1 \text{ 億円 } (\text{工事請負価格}) = 100\%$$

なお、元請業者が市外業者の場合は、A 社の施工額 2 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 80%（8 千万円）として取り扱います。

ケース2 一次下請に市外業者が含まれる場合



一次下請けの B 社は市外業者のため、二次下請業者が市内業者の場合でも市内企業として算定しません。請負率は 50%（5 千万円）として取り扱います。

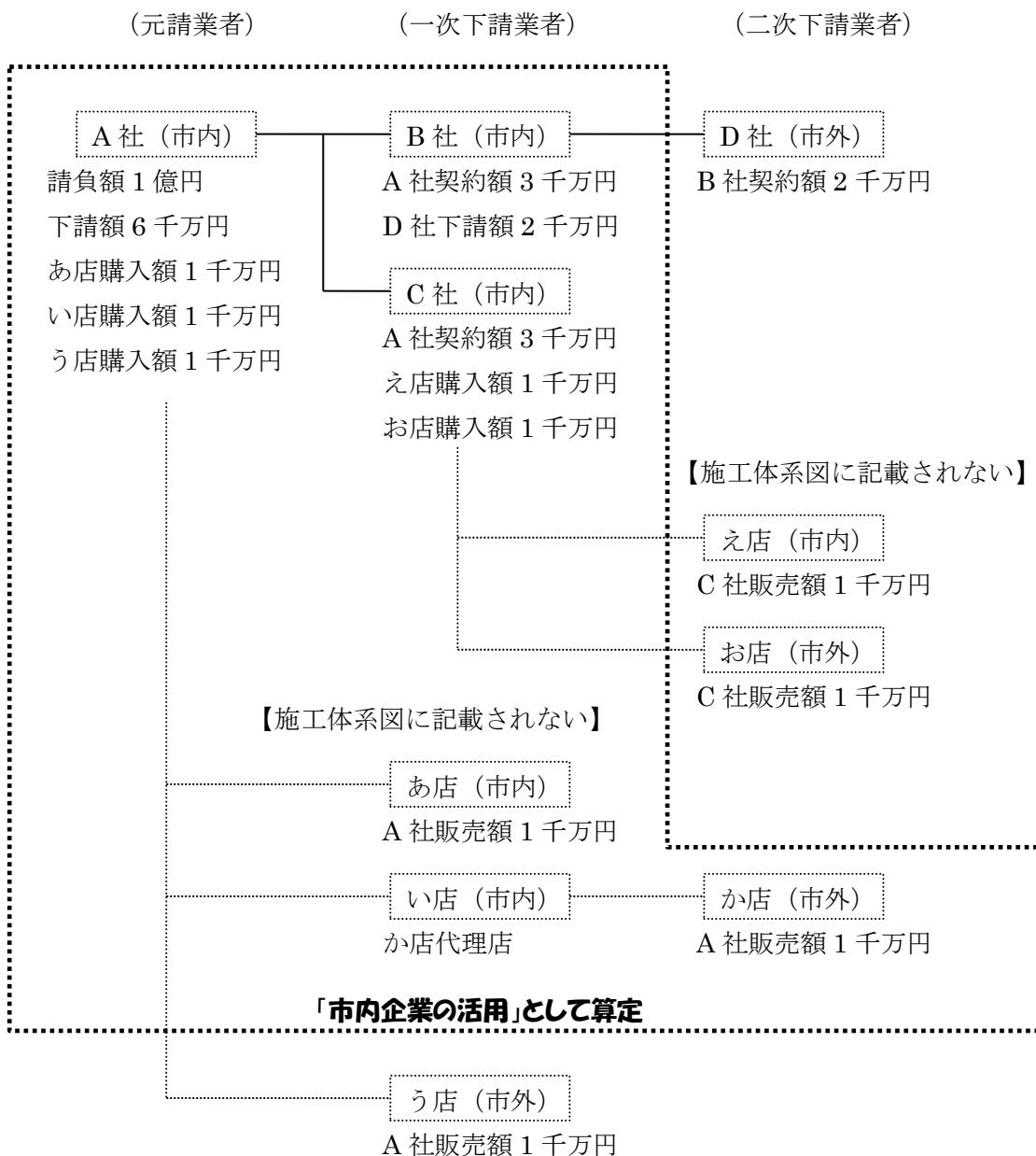
(算定方法)

$$A \text{ 社 } (1 \text{ 億円} - 8 \text{ 千万円}) + C \text{ 社 } (3 \text{ 千万円}) = 5 \text{ 千万円}$$

$$5 \text{ 千万円 } (\text{市内企業の請負価格}) / 1 \text{ 億円 } (\text{工事請負価格}) = 50\%$$

なお、元請業者が市外業者の場合は、上記 A 社の施工額 2 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 30%（3 千万円）として取り扱います。

ケース3 元請け業者が資材を購入した場合



資材購入については施工体系図に示されないため、元請業者が直接調達した場合の購入店は一次下請業者相当として、また、一次下請業者が調達した場合は二次下請業者相当としてみなします。

なお、元請業者が市外販売店より購入した場合でも市内取扱い代理店を通して購入した場合は、市内企業として算定するため、請負率は 90% (9千万円) として取り扱います。

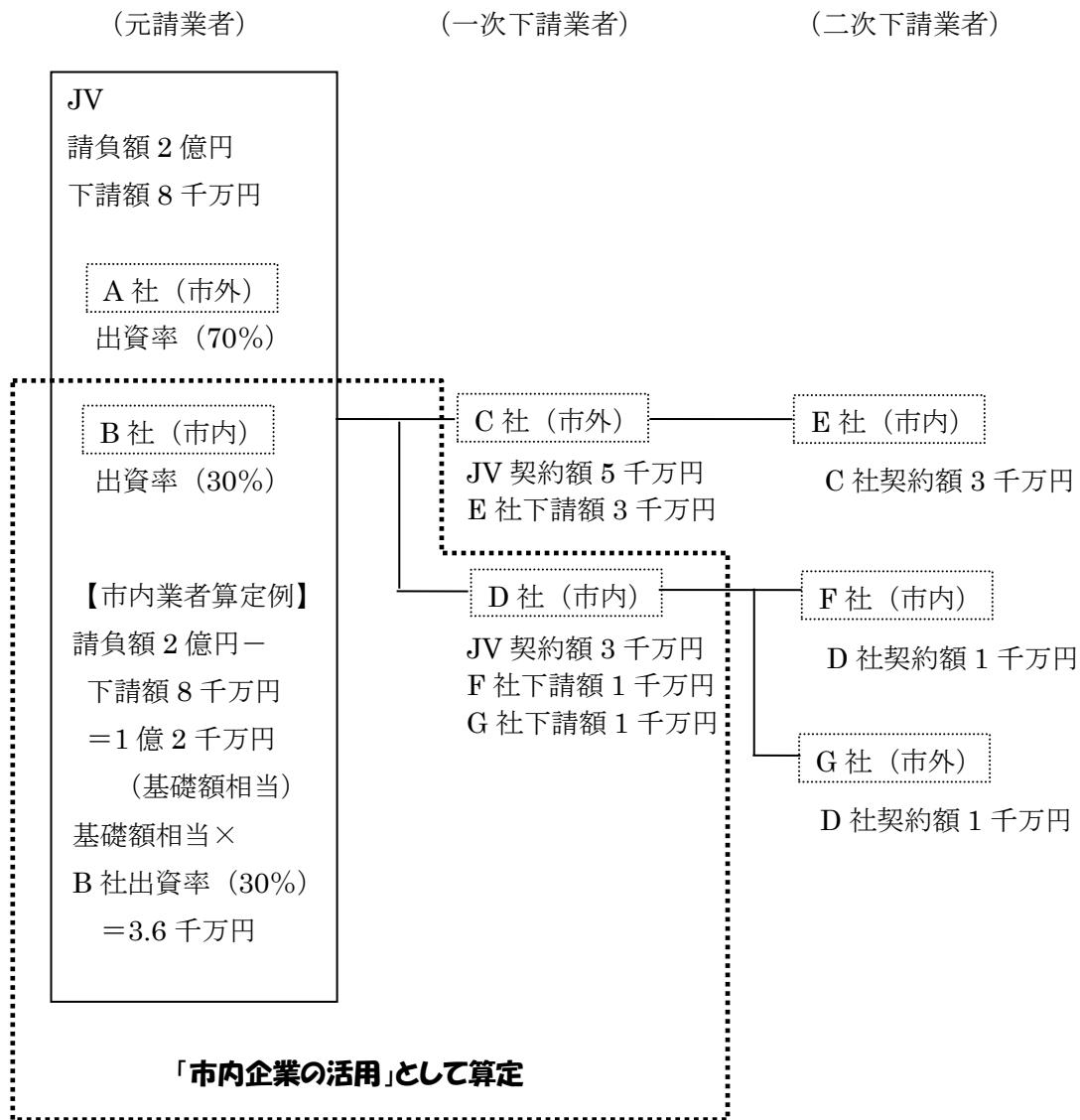
(算定方法)

$$A\text{社} (1\text{億円}-9\text{千万円}) + B\text{社} (3\text{千万円}) + C\text{社} (3\text{千万円}) + \text{あ店} (1\text{千万円}) + \text{い店} (1\text{千万円}) = 9\text{千万円}$$

$$9\text{千万円} (\text{市内企業の請負価格}) / 1\text{億円} (\text{工事請負価格}) = 90\%$$

なお、元請業者が市外業者の場合は、上記 A 社の施工額 1 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 80% (8 千万円) として取り扱います。

ケース4 JV の構成員に市外業者が含まれる場合



JV の構成員に市外業者が含まれる場合、JV 構成の市外業者の出資比率分は、市内企業の活用に含みません。なお、一次下請業者の取扱いはケース 1～3 と同様です。このケースでは請負率は 33% (6.6 千万円) として取り扱います。

(算定方法)

$$B \text{ 社} (3.6 \text{ 千万円}) + D \text{ 社} (3 \text{ 千万円}) = 6.6 \text{ 千万円}$$

$$6.6 \text{ 千万円} (\text{市内企業の請負価格}) / 2 \text{ 億円} (\text{工事請負価格}) = 33\%$$

なお、市内業者のみの構成による JV 施工の場合は、合計出資率は 100% となるため、ケース 4 に準じ算定を行うと 75% (1 億 5 千万円) として取り扱うこととなります。